

受益者の皆様へ

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

「スパークス・海通・グレーターチャイナ・ファンド」  
の繰上償還(信託終了) 予定のお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社では追加型証券投資信託「スパークス・海通・グレーターチャイナ・ファンド（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、運用の基本方針に従って運用を継続することが困難な状況となっていることから、平成 26 年 1 月 15 日をもって信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）することを予定しておりますので、お知らせ致します。

また、繰上償還（信託終了）を実施するにあたり、平成 25 年 12 月 18 日以降、当ファンドにおける新規の取得申込ならびに一部解約の請求に係る受付を停止することとする信託約款変更を同時に実施する予定としております。

受益者の皆様におかれましては、本書および別添の「書面決議参考書類」をご確認いただき、今般の繰上償還（信託終了）および信託約款変更につき、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 繰上償還（信託終了）および信託約款変更を行う理由について

当ファンドは、信託約款 39 条第 1 項において、受益権の口数が 20 億口を下回った場合には、当ファンドを繰上償還（信託終了）させることができる旨を規定しております。

当ファンドは、昨年春以降、受益権の口数が 20 億口を下回る状況が継続しており、現在は、4 億口を下回る状況にあります。今般、当ファンドにおける主要な投資対象であります外国籍投資信託証券の運用会社より、運用を継続することが困難な状況に陥っているとの報告がありました。弊社と致しましては、このような状況の下では、当ファンドの運用を継続するより、信託契約を解約する方が受益者の皆様に有利と判断し、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し繰上償還（信託終了）するための書面決議等の手続きを行うことと致しました。

また、繰上償還（信託終了）を実施する場合、主要な投資対象であります外国籍投資信託証券においても、繰上償還手続きを行うこととなり、その手続き期間中においては、外国籍投資信託証券の売買を行うことができなくなることが想定されるため、平成 25 年 12 月 18 日以降、当ファンドにおける新規の取得申込ならびに一部解約の請求に係る受付を停止するものとする信託約款変更を同時に実施致します。

## 2. 繰上償還（信託終了）および信託約款変更の日程について

書面決議の対象受益者の確定日	平成 25 年 11 月 11 日
書面による議決権行使期間	平成 25 年 11 月 11 日 から 平成 25 年 11 月 26 日まで
書面決議日	平成 25 年 11 月 27 日
反対受益者の買取請求期間	平成 25 年 11 月 28 日から 平成 25 年 12 月 17 日まで
信託約款変更実施日（予定）	平成 25 年 12 月 18 日
新規の取得申込ならびに一部解約の請求の停止（予定）	平成 25 年 12 月 18 日以降
繰上償還（信託終了）日（予定）	平成 26 年 1 月 15 日

## 3. 書面決議に関する事項

受益者の皆様は、書面により議決権を行使することにより、当ファンドの繰上償還（信託終了）および信託約款変更に対する賛否の意思表示を行うことができます。

書面決議は、平成 25 年 11 月 11 日現在の受益者様の半数以上の賛成が得られ、かつ賛成の意思表示をされた受益者様が保有する平成 25 年 11 月 11 日現在の受益権口数が、同日現在の受益権総口数の 3 分の 2 以上であった場合に可決されます。

書面決議にて可決された場合、平成 25 年 12 月 17 日に届出を行い、平成 25 年 12 月 18 日をもって信託約款変更させていただき、当ファンドにおける平成 25 年 12 月 18 日以降の新規取得ならびに解約請求の受付を停止したうえで、平成 26 年 1 月 15 日に当ファンドは繰上償還（信託終了）することとなります。なお、平成 25 年 11 月 8 日以降に購入のお申込みをされて取得した受益権については、本件の対象とはなりませんので、ご了承願います。

## 4. 書面決議の方法等

同封の「議決権行使書面」に、賛成又は反対等の必要事項をご記入のうえ、下記宛に送付願います。

〒140-0002 東京都品川区東品川 2 丁目 2 番 4 号  
スパークス・アセット・マネジメント株式会社  
業務部宛

**議決権の行使期限：平成 25 年 11 月 26 日〔委託会社（弊社）到着分まで有効〕**

なお、書面決議において、行使期限までに議決権を行使されない場合（議決権行使書面を送付されない場合）は、本決議に賛成するものとして取り扱いさせていただきます。

## ※個人情報の取扱いに関して

書面決議に際して、委託会社へ送付いただいた個人情報は内容確認のため販売会社と共有されることがあります。また書面決議および買取請求に際して、委託会社、販売会社および受託会社へいただいた個人情報は、当ファンドの繰上償還（信託終了）および信託約款変更に関して、投資信託及び投資法人に関する法律第 17 条に係る書面決議の議決権口数の管理、および同第 18 条に係る反対者の買取請求の手続のみを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。

## 5. 買取請求に関する事項

本信託約款の変更が可決された場合、書面決議において反対した受益者様は、受託会社に対して、当該受益権に係る投資信託財産をもって、買い取るべき旨を請求することができます。

(1) 買取請求期間：平成 25 年 11 月 28 日から平成 25 年 12 月 17 日まで

書面決議において反対した受益者様に対し、弊社より別途「買取請求のご案内」をお送り致します。

(2) 買取価額

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。公正な価額とは、原則として、受託会社が受益者様からの買取請求に係る必要書類を受領した日の翌営業日の基準価額とさせていただきます。なお、買取代金は換金申込指定日から起算して、原則として、8 営業日目からお支払い致します。

(3) 買取請求手続き：

- ① 買取請求必要書類の記入
- ② 販売会社の取引店への買取請求必要書類の提出
- ③ 販売会社から委託会社を経由して受託会社への買取請求必要書類の送付
- ④ 受託会社での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
- ⑤ 受託会社からご指定銀行口座への買取代金の支払い

(4) 買取請求に係る注意事項等

通常の解約請求と異なり、買取代金のお支払いの際に、振込手数料と買取計算書の郵送費用（配達記録）を差引かせていただきます。また買取請求につきましては、受益者様ご自身での確定申告が必要となります。

なお、書面決議に係る議決権行使期間中あるいは買取請求の受付期間中であっても、また、異議を申し立てたか否かにかかわらず、平成 25 年 12 月 17 日まで、取扱販売会社においては通常通り、解約のご請求を受付致します。

ただし、買取代金の支払いには、通常の解約請求（一部解約）よりも日数を要する可能性があり、また買取請求を行った受益権については、解約のお申込を行うことができませんのでご留意下さい。

以上

本件に関するお問い合わせ先

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

投信マーケティングチーム

電話：03-6711-9200(代表)

受付時間：営業日の 9 時～17 時

## 書面決議参考書類

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

「スパークス・海通・グレーターチャイナ・ファンド」  
の繰上償還（信託終了）および証券投資信託約款変更

## 1-1.繰上償還（信託終了）〔予定〕

「スパークス・海通・グレーターチャイナ・ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）は、平成 26 年 1 月 15 日をもって信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）する予定です。

## 1-2.証券投資信託約款の変更〔案〕

繰上償還（信託終了）を実施する場合に、併せて以下の信託約款変更を行う予定です。

※下線部は変更部分を示します。

変更後	変更前
(信託の目的、金額および追加信託の限度額) 第 2 条 委託者は、金 200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。 ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 500 億円を限度として信託金を追加することができます。 <u>ただし、平成 25 年 12 月 18 日以降においては、信託金を追加することができません。</u> ③ (省略)	(信託の目的、金額および追加信託の限度額) 第 2 条 委託者は、金 200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。 ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 500 億円を限度として信託金を追加することができます。
(受益権の申込単位、価額および手数料) 第 11 条 (省略) ② ~ ⑧ (省略) ⑨ <u>前各号の規定にかかわらず、平成 25 年 12 月 18 日以降においては、委託者の指定する販売会社は、受益権の取得の申込に応じないものとします。</u>	(受益権の申込単位、価額および手数料) 第 11 条 (省略) ② ~ ⑧ (省略) (新設)
(信託契約の一部解約) 第 37 条 (省略) ② ~ ⑦ (省略) ⑧ <u>前各号の規定にかかわらず、平成 25 年 12 月 18 日以降においては、委託者の指定する販売会社は、受益権の一部解約の請求に応じないものとします。</u>	(信託契約の一部解約) 第 37 条 (省略) ② ~ ⑦ (省略) (新設)

## 2. 投資信託契約の解約および投資信託約款の変更の理由ならびに相当性に関する事項

当ファンドは、信託約款 39 条第 1 項において、受益権の口数が 20 億口を下回った場合には、当ファンドを繰上償還（信託終了）させる旨規定しております。

当ファンドは、昨年春以降、受益権の口数が 20 億口を下回る状況が継続しており、現在は、4 億口を下回るに状況にあります。今般、当ファンドにおける主要な投資対象であります外国籍投資信託証券の運用会社より、運用を継続することが困難な状況に陥っていると報告がありました。弊社と致しましては、このような状況の下では、当ファンドの運用を継続するより、信託契約を解約する方が受益者の皆様に有利と判断し、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し繰上償還（信託終了）するための書面決議等の手続きを行うことと致しました。

また、繰上償還（信託終了）を実施する場合、主要な投資対象であります外国籍投資信託証券においても、繰上償還手続きを行うこととなり、その手続き期間中においては、外国籍投資信託証券の売買を行うことができなくなることが想定されるため、平成 25 年 12 月 18 日以降、当ファンドにおける新規の取得申込ならびに一部解約の請求に係る受付を停止するものとする信託約款変更を同時に実施致します。

## 3. 投資信託契約の解約がその効力が生ずる日

平成 26 年 1 月 15 日 繰上償還（信託終了）

## 4. 投資信託約款の変更がその効力が生ずる日

平成 25 年 12 月 18 日に本件約款変更がその効力を生ずるものと致します。

## 5. 投資信託契約の解約の中止に関する条件

平成 25 年 11 月 11 日現在の受益者の半数以上であって、当該受益者の保有する平成 25 年 11 月 11 日現在の受益口数は平成 25 年 11 月 11 日現在の受益権総口数の 3 分の 2 以上にあたる多数の賛成が得られなかった場合には、繰上償還（信託終了）に係る手続きを中止致します。

## 6. 投資信託約款の変更の中止に関する条件

平成 25 年 11 月 11 日現在の受益者の半数以上であって、当該受益者の保有する平成 25 年 11 月 11 日現在の受益口数は平成 25 年 11 月 11 日現在の受益権総口数の 3 分の 2 以上にあたる多数の賛成が得られなかった場合には、本書面に記載された約款変更を中止致します。

## 7. 投資信託約款で定められた受益権の内容に対する変更、または受益権の価値に与える重大な影響の内容および相当性に関する事項

該当事項はありません。

## 8. 投資信託契約の解約および投資信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

9. 直近の基準価額、純資産および受益権口数（平成 25 年 10 月 25 日現在）

基準価額：10,768 円（1 万口当たり）

純資産総額：337,777,098 円

受益権口数：313,674,297 口

10. 直前に作成された財務状況開示資料等の内容

スパークス・海通・グレーターチャイナ・ファンド

(1) 貸借対照表

区分	第4期計算期間末 (平成24年11月29日現在)	第5期計算期間末 (平成25年5月29日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	82,020	102,220
コール・ローン	55,982,893	100,923,615
投資信託受益証券	839,202,524	478,603,730
未収入金	47,893,119	—
未収利息	76	82
流動資産合計	943,160,632	579,629,647
資産合計	943,160,632	579,629,647
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	—	45,341,861
未払解約金	20,515,769	15,353,599
未払受託者報酬	179,195	114,344
未払委託者報酬	7,645,674	4,878,475
その他未払費用	597,194	381,023
流動負債合計	28,937,832	66,069,302
負債合計	28,937,832	66,069,302
純資産の部		
元本等		
元本	1,003,593,952	453,418,611
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△ 89,371,152	60,141,734
(分配準備積立金)	32,674	65,396,498
元本等合計	914,222,800	513,560,345
純資産合計	914,222,800	513,560,345
負債純資産合計	943,160,632	579,629,647

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	第4期計算期間	第5期計算期間
	自 平成24年5月30日 至 平成24年11月29日	自 平成24年11月30日 至 平成25年5月29日
	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
受取利息	20,730	16,091
有価証券売買等損益	101,991,881	90,518,339
為替差損益	18,146,706	150,411,012
営業収益合計	120,159,317	240,945,442
営業費用		
受託者報酬	179,195	114,344
委託者報酬	7,645,674	4,878,475
その他費用	613,236	407,009
営業費用合計	8,438,105	5,399,828
営業利益	111,721,212	235,545,614
経常利益	111,721,212	235,545,614
当期純利益	111,721,212	235,545,614
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	14,977,410	89,826,792
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△ 316,229,457	△ 89,371,152
剰余金増加額又は欠損金減少額	130,192,896	49,135,925
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	130,192,896	49,044,846
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	—	91,079
剰余金減少額又は欠損金増加額	78,393	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	78,393	—
分配金	0	45,341,861
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△ 89,371,152	60,141,734

以 上